



津山市パートナーシップ宣誓制度  
利用の手引き

令和6年10月1日

## 目 次

1. 津山市パートナーシップ宣誓制度とは……………	2
2. 宣誓をすることができる人……………	3
3. ファミリーシップの宣誓について……………	4
4. 宣誓手続きの流れ……………	5
5. 宣誓に必要なもの……………	6
6. 宣誓後の手続きなどについて……………	7
7. 津山市で受けられる行政サービスについて……	8
8. よくある質問……………	9

## 1. 津山市パートナーシップ宣誓制度とは

津山市パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること、またパートナーシップ関係にある2人と生計を一にする子又は親で、家族として協力しあう関係にあることを市長に対して宣誓し、市は宣誓書受領証を交付するものです。

この制度は、婚姻制度とはことなり相続や扶養義務などの法律上の権利や義務が発生するものではありませんが、制度の導入により、性の多様性の理解を深め、性的マイノリティの人々の生きづらさを軽減し、だれもが自分らしく生きることができる社会となることが期待できます。

### 用語の解説

- パートナーシップ…一方又は双方が性的マイノリティの2人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係のこと
- 性的マイノリティ…何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる方のこと
- 宣誓…パートナーシップにある2人が、市長に対し、互いにパートナーシップであることを誓うこと
- ファミリーシップ…パートナーシップを宣誓しようとする2人の一方または双方と生計が同一の子または親で、家族として協力しあうことを約束した関係のこと

- 届出や受理証明書の交付に費用はかかりません。ただし、届出に必要な書類(戸籍抄本等)の取得に係る手数料等をご自身で負担をお願いします。
- 日常的に使用している通称名を記載することができます。
- 届出に当たっては、制度趣旨や宣誓書受領証の活用場面について、記載する近親者の方に十分なお説明をお願いします。

## 2. 宣誓をすることができる人

届出をするにあたっては、以下の(1)から(5)の要件を**全て満たしている必要**があります。

### (1) 成年に達していること

- ・ 満18歳以上の方が対象です。

### (2) 津山市に住所を有していること

- ・ 2人とも津山市に住所があるか、どちらか一方が津山市に住所があり、もう1人が津山市への転入を予定していることが必要です。

### (3) 民法における配偶者がいないこと

- ・ 戸籍抄本や婚姻要件具備証明書で確認します。

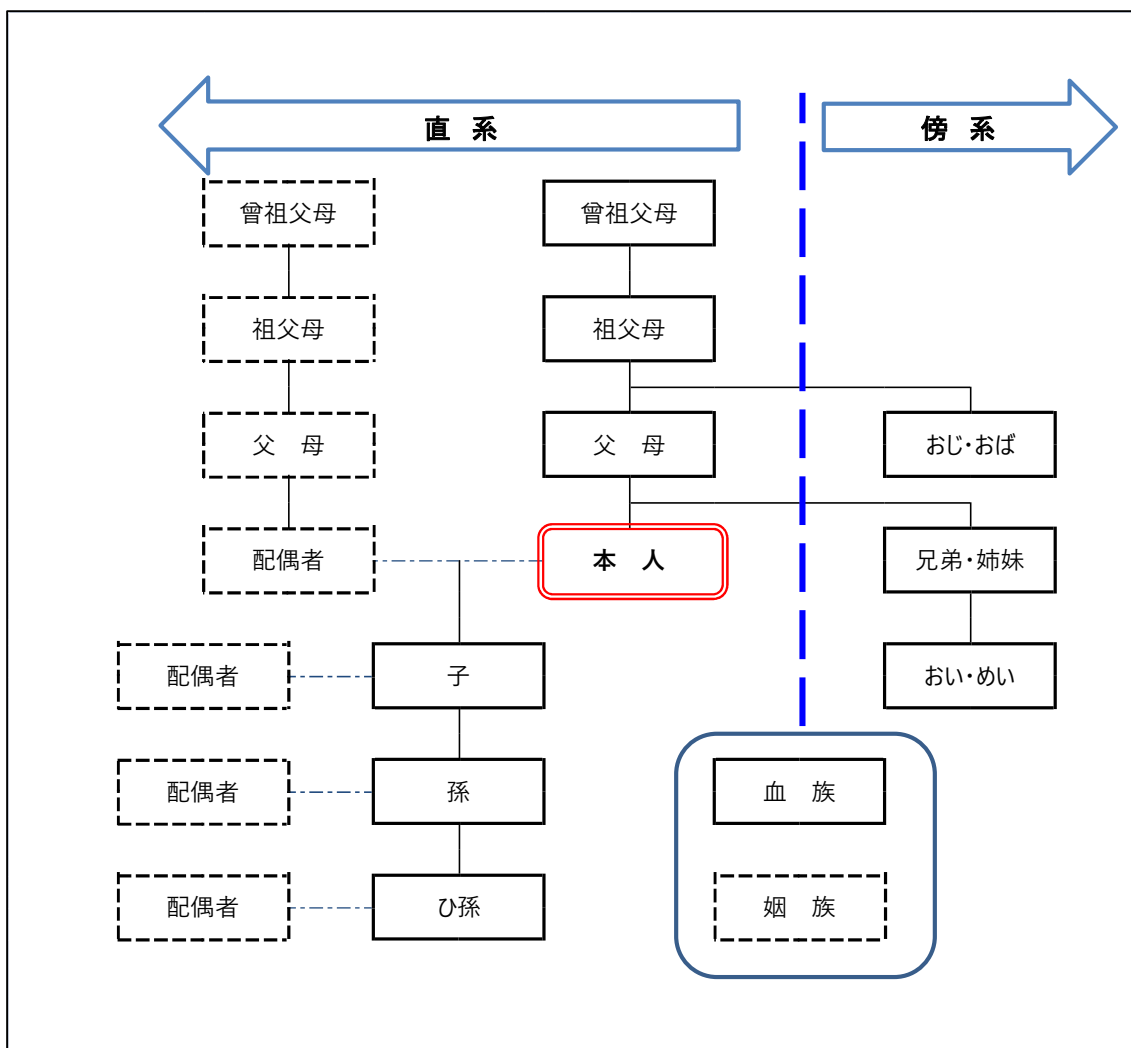
### (4) 届出しようとする相手方以外の人とパートナーシップの関係にないこと

- ・ 共に届出をしようとする方**以外の人**と、既にパートナーシップの関係がある場合は届出できません(同様の制度を実施している他の自治体等で、**別の人**とパートナーシップの關係に係る届出等をしている場合など)。  
**パートナーとなれるのは1人だけ**です。

### (5) 届出者同士が婚姻できない関係にないこと

- ・ 民法第734条から第736条に定められている婚姻できない関係(直系血族又は三親等内の傍系血族、若しくは直系姻族)にある場合は届出できません。  
ただし、パートナーシップの關係に基づく養子縁組をしているカップルの場合、法的には近親者となりますが、届出することができます。

### 三親等の範囲(パートナーシップの宣誓をすることができない関係)



### 3. ファミリーシップの宣誓について

以下の条件を満たす方がファミリーシップの宣誓を行うことができます。

- ▷どちらか一方又は双方の子、もしくはどちらか一方又は双方の親
- ▷宣誓者の一方または双方と生計が同一

## 4. 宣誓手続きの流れ

### ①宣誓日の事前予約(宣誓希望日の7開所日前まで)

宣誓希望日の7日開所日前まで(火曜日、祝日、年末年始を除く)に、電話またはメールで希望日を予約してください。(3か月前から受け付けます)

連絡先 津山市総務部人権啓発課(アルネ・津山5階)

電話 0868-31-2533(10時~17時)

メール sun-sun@city.tsuyama.lg.jp

予約時に次のことをお伝えください。

- (1) 来所するお2人の方の氏名・住所・生年月日
- (2) 宣誓希望日時(第3希望まで)
- (3) 日中に連絡がとれる電話番号

### ②宣誓日当日

- 予約した日時に、必要書類をご準備の上、2人そろって来所してください。宣誓は津山男女共同参画センター「さん・さん」個室にて対応いたします。
- 宣誓は、職員立会いのもと、パートナーシップ宣誓書(以下宣誓書という。)に自署していただきます。
- ファミリーシップ対象者は来所の必要はありませんが、事前に自署で記入したファミリーシップ宣誓書を持参してください。

### ③宣誓書受領証等の交付

- 宣誓日から7開所日までに、宣誓書受領証1部、受領証明カードを人数分郵送いたします。
- 窓口受領を希望する場合は、受領日時を宣誓日当日に調整してください。

## 5. 宣誓に必要なもの

### ①住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- 3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 本籍、住民票コード、個人番号の記載は不要です。
- 市内に転入予定の場合は、転出証明書の写しなどを提出してください。

### ②配偶者がいないことを証明する書類

- 3か月以内に発行された戸籍抄本等をそれぞれ提出してください。
- 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、配偶者がいないことを証明できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

### ③ファミリーシップ対象者であるとわかる書類（ファミリーシップを宣誓する場合）

- 宣誓者と親子関係が確認できる住民票、住民票記載事項証明書、戸籍抄本などのいずれかを提出してください。
- 宣誓者と生計が同一であることを証明できる書類を提出してください。  
（住所が同一の場合住民票で可、その他の場合Q&Aを参照してください。）

### ④本人確認ができるもの

- 顔写真付きの、官公庁が発行するマイナンバーカード、パスポート、運転免許証、障害者手帳、在留カードなどをそれぞれ提示してください。  
コピーを取らせていただきます。

### ⑤通称名の使用が確認できるもの（通称名を使用する場合）

- 通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるものを提示してください。  
（例）各種郵便物、社員証、公共料金の請求書、病院の診察券など

## 6. 宣誓後の手続きなどについて

### ・宣誓書受領証の再交付

○宣誓書受領書等を無くすなどの理由で再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書と本人確認ができるもの(6ページ参照)を添えて津山男女共同参画センター「さん・さん」へ持参してください。

※申請から1週間程度で、郵送または窓口にて再交付します。

※個室での手続きを希望される場合は、7日前までに予約してください。

### ・宣誓事項の変更をするとき

○宣誓事項に変更があった場合、パートナーシップ宣誓事項変更届に次の物を添えて津山男女共同参画センター「さん・さん」へ持参してください。

#### 【提出するもの】

▷宣誓書受領証、受領カード

▷変更内容が確認できるもの

▷本人確認ができるもの(6ページ参照)

※変更した宣誓書受領証および受領証明カードを1週間程度で郵送します。

※個室での手続きを希望される場合は、7日前までに予約してください。

#### 【宣誓内容の変更例】

▷ファミリーシップの対象者が該当でなくなったとき

▷ファミリーシップ対象者が自らの意志でファミリーシップを解消するとき

▷氏名又は通称名が変更されたとき

▷市内で転居をしたとき

▷その他宣誓書に記載した事項に変更があったとき



## ・宣誓書受領証等を返還するとき

○次の項目に該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届を提出し、宣誓書受領証等を津山男女共同参画センター「さん・さん」窓口に返還してください。

- ▷パートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき
- ▷宣誓者の一方が死亡したとき
- ▷市外へ転出したとき
- ▷その他宣誓の要件を満たさなくなったとき

### 【提出するもの】

- ▷宣誓書受領証、宣誓書受領カード
- ▷変更内容が確認できるもの
- ▷本人確認ができるもの(6ページ参照)

※個室での手続きを希望される場合は、7日前までに予約してください。

## 7. 津山市で受けられる行政サービスについて

パートナーシップの宣誓を行うことで、次のような行政サービスが利用できます。

制度・サービス名	サービスの内容	宣誓書受領証等の提示	申込・問い合わせ窓口
市営住宅の入居申込	市営住宅の入居申込、同居申請が可能。	必要	津山市都市整備公社 津山市役所管理課
阿波村お試し住宅の入居申込	阿波村お試し住宅の入居申込、同居申請が可能。	必要	あば村運営協議会 阿波出張所地域振興課

※その他民間企業等が提供するサービスが利用できる場合があります。それぞれの企業・団体にお問い合わせください。

## 8. よくある質問

Q1.婚姻制度との違いはなんですか。

婚姻は民法に定める法律行為であり、相続や財産上の権利や扶養義務など法律上の権利や義務が生じますが、パートナーシップ宣誓制度は法的な効力や権利、義務は生じません。住民票や戸籍の記載も変更ありません。

Q2.宣誓するのに費用はかかりますか。

宣誓や受領証の受取に費用はかかりませんが、宣誓時に必要な添付書類の交付手数料などは各自負担してください。

Q3.プライバシーは守られますか。

宣誓届出等は、プライバシー保護のため津山男女共同参画センター「さん・さん」の個室で行います。

Q4.事実婚は対象となりますか。

この制度は、性的マイノリティの方を対象とした制度のため、事実婚の方は対象となりません。

Q5.宣誓をすることができるのは同性パートナーだけですか。

一方又は双方が性的少数者の方であれば、戸籍上の性別を問わず宣誓できます。

Q6.同居していないと宣誓することはできませんか。

双方市内に住所があれば同居でなくても構いません。ただし、ファミリーシップの対象者は生計が同一である必要があります。

Q7.通称名を使うことができますか。

使用できます。宣誓の際に、日常生活においてその名前を使用していることが確認できる書類(P6)を提示してください。受領証には通称名と戸籍上の氏名両方を記載いたします。

Q8.郵送や代理での宣誓はできますか。

郵送や代理での宣誓はできません。宣誓者2人が揃って来庁してください。

Q9.宣誓書受領証等に有効期限がありますか。

有効期限はありません。

Q10.宣誓書受領証等は公的な本人確認書類として使用できますか。

使用できません。

Q11.宣誓書受領書等は再交付してもらえますか。

紛失や破れたり汚れたりした場合、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書と必要書類の提出により、再交付することができます。

Q12.市外に転出する場合は、どのような手続きが必要ですか。

宣誓者のどちらかお1人でも市外に転出する場合は宣誓が無効となりますので、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届と交付された宣誓書受領書等を返還してください。

Q13.パートナーと関係を解消した場合、どのような手続きが必要ですか。

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届と交付された宣誓書受領書等を返還してください。

Q14.ファミリーシップ宣誓にかかる生計同一を証明する書類はどのようなものがありますか。

住所が同じ場合は住民票の写しで確認します。その他の場合は以下の表のようなものが生計同一書類となります。

健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写し
給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等の写し
税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票または課税台帳等の写し
定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書または現金書留封筒等の写し
就学による別居の場合	学生証の写し、在学証明書など
病気療養・介護による別居の場合	入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等の写し